

令和6年第11回

安芸高田市農業委員会総会

議 事 録

令和6年11月22日（金）

安芸高田市農業委員会

# 総会出席簿

【開催年月日】 令和6年11月22日（金）

【時間及び場所】 午後1時30分より 安芸高田市役所 会議室221

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について  
日程第 2 議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第 3 議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請について  
日程第 4 議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第 5 議案第60号 非農地証明申請について  
日程第 6 議案第61号 非農地通知の発出について  
日程第 7 議案第62号 農用地利用集積計画の決定について  
日程第 8 議案第63号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問について

議席	氏名	出席	議席	氏名	出席	議席	氏名	出席
1	光永 直義	○	5	藤原 憲司	○	9	仁伍 雅史	○
2	秋國 満	○	6	山本 英次	○	10	田中 秀之	○
3	水重 克幸	○	7	津田 泰成	○	11	境江 芳暢	○
4	見坂トシ子	○	8	黒瀬 忠司	欠	12	高松 忠夫	○

事務局 出席 稲田 圭介 事務局長  
武部 弘典 係長  
中村 貴啓 専門員

総会開始 午後1時30分

総会時間 1時間35分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○田中会長

ただいまより令和6年第11回安芸高田市農業委員会総会を開会とさせていただきますが、8番 黒瀬委員さんがまだお見えでございません。事務局の方で連絡をとっていただいているようではありますが、定刻を過ぎましたので、これより開会とさせていただきますと存じます。よろしく願いいたします。出席委員は11名ということで開会とさせていただきますと思います。本日の議事日程等につきましては、あらかじめお手元の方へご配付をさせていただいております。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員につきましては、安芸高田市農業委員会総会会議規則第13条第2項の規定によりまして、議長において行います。1番 光永委員さん、2番 秋國委員さん兩名を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局概要説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告を行います。受付番号78号から80号まで、4番 見坂委員さんお願いいたします。

○見坂委員

4番 見坂です。受付番号78、79、80号について報告します。11月11日、推進委員、農業委員、事務局で現地確認いたしました。

まず78号について報告します。申請地は吉田町●●にある1,020㎡の農地です。図面番号57-78をご覧ください。場所は左によく見える地図があるんですが、この●●●●●●から●●に向いて道を下った所の左に入ったら、50mぐらい行ったところに申請地があります。譲渡人は●●に居住されており耕作困難で、この度、この申請地を借り受け、耕作されている譲受人に所有権移転を行うものであります。譲受人は所有されている農地は全て耕作されており、借り受けて耕作されているこの農地もこれからも耕作されていかれるので、何ら支障のないことから問題ないことを確認しました。

次に79号について報告します。申請地は吉田町●●にある92㎡の農地、畑です。図面番号57-79をご覧ください。安芸高田の●●●の近くにある●●●●●●というのがありますが、その●●●●●●に隣接する畑、農地です。申請地はこれまで、譲渡人の母親が畑として野菜を耕作されていましたが、高齢になり耕作困難になってきたため、譲渡人も●●に居住さ









○光永委員

88番の営農型太陽光発電設備の件については、許可が妥当かどうか、その辺が全然今の話しの中で出てきてなくて、別紙があるんで見させていただきましたが、現場を見て許可は妥当なんでしょうか？どうなんでしょうか？

○高松委員

今、指摘を受けました区分地上権の設定については、後から別途説明をいたしますので、妥当か妥当じゃないかの結論にはまだ至ってはないのですが、区分地上権については許可は妥当だろうと思います。何の地上権かという太陽光ですね。それを●●さんという人から買っておられるんで、上の設備なんで、後から説明をいたしますが、皆さんからもお話しをまた聞かせていただきたいと思います。よろしいですか。

○事務局

補足です。3条の区分地上権をつけるというのは、後ほど5条で高松委員から説明がありますが、その営農型太陽光に係るパネル部、農地の上空の許可という事になりますので、5条とあわせて、許可かどうかの判別の期間が決まるということになります。よろしくお願ひします。

○田中会長

あくまで3条は地上権の設定ということに限って、許可妥当かどうか判断をいただきたいという事でございます。

その他、ご意見等ございませんか？よろしゅうございますか？

質疑、意見がないようでございます。質疑、意見を終了しまして採決に入ります。

議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について、申請の通り許可することに賛成の委員は挙手願ひします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、申請通り許可することに決しました。

次にまいります。日程第3 議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局概要説明)





願いいたします。

#### ○秋國委員

2番 秋國です。受付番号39号について、去る11月14日に農業委員、推進委員、事務局とで現地の確認をいたしましたので、その結果を報告します。まず、申請地ですが、58-39を見ていただきたいんですが、この図面では場所がわかりかねますので説明しますと、●●●●●●●●●●がございしますが、●●●●●●●●●●の前から●●●●●へおりてきますと、急な下りで●●●●●という集落があるんですが、それを越えまして、もう一つの下りをおりきった所が●●●●●●●●●●という集落がございします。おりきった所が4通じになっておりまして、左に●●●●●を約600mぐらい入った所にこの申請地がございします。この申請地はですね、5月に3条で申請されましたが、申請地に墓地や倉庫、資材置場、作業場が建っておりまして、これらが全て申請がされてなかったということで今回、4条での申請でございします。申請地の周囲は後ろは山で、前は田んぼなんですけど、周囲の農地などへの悪影響などは全くない事などから、今回の申請はやむを得ないのではないかと思います。詳しくは別紙調査書をご覧くださいと思います。以上でございします。

#### ○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号40号、41号につきまして、9番 仁伍委員さん願いいたします。

#### ○仁伍委員

9番 仁伍です。40号、41号について報告します。11月14日、農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認しました。40号から報告します。図面番号58-40をご覧ください。場所は、●●●●●●●●●●から●●●●●を渡って、すぐのところを左折して土手の道を700mぐらい進んだ所の右手にあります。申請人の●●●●●さんは、●●●●●に住んでおられ、申請地の隣りにある実家を売却し、整理しようとしたところ、実家の前の庭敷きの部分が農地として残っていることに気づかれて、今回申請されました。申請人の両親が昭和の終わりごろに施行されたそうで、40年近くなると思うんですが、他の農地などへ悪影響はなく、農地に戻すことは困難なため、許可はやむを得ないと見てきました。

次に41号です。この案件は以前総会で農振除外で審議いただいた案件です。図面番号58-41をご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●を●●●●●を渡って道なりに1、2kmぐらい進んだ右手になります。申請人は、●●●●●●●●●●などを扱う店舗を経営しており、店の前に駐車スペースがありますが、最近はお客さんが増えて手狭になったため、申請地を駐車場として利用するため、今回申請されました。面積は116㎡で4台ということで、妥当であ

り、水路等整備され、他の農地に影響もないため、許可妥当であると見てきました。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより、質疑及び意見に入ります。質疑、意見のあるかたはご発言をお願いいたします。どうでしょうか。

受付番号32号の件ですが、墓地及び植林とありますが、墓地の中で混在をしているとされておるのか？ちょっとそこだけ確認を。墓地の中に林地が含まれるという判断でいいのですかね？

○事務局

墓地の外に植林をしてある。

○田中会長

墓地の外に植林をしてあるという判断ですかね。植林のところは林地ではなくて墓地？墓地の中に植林をしているという判断なんですかね？

○水重委員

畑の中に植林をした一部に墓地を設けた形です。

○田中会長

分かりました。その他はよろしゅうございますか？

質疑及び意見がないようでございますので質疑、意見を終了し採決に入ります。

議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請につきまして、申請通り許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。したがって、議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請につきましては、申請通り許可することに決しました。次へまいります。

日程第4 議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)





○山本委員

6番 山本です。受付番号72号について報告します。この案件は、9月の農振除外でご審議いただいた案件です。11月13日、推進委員、農業委員、事務局と現地を確認しました。図面番号59-72をご覧ください。申請地は、●●●●から●●●●●●●●を●●●●に約1km行き、●●●●●●を●●●●方向に約1km行き、左手方向に約100m入った所にある畑、593㎡です。申請人の●●●●さんは、数年前に親戚の耕作されていない畑を譲り受け、草刈り等の管理をされていましたが、年を取り管理をすることが困難となり、この度の申請に至ったそうです。周辺には耕作されている農地はなく、雑草等が茂っており、他の農地に影響がない事を確認しました。尚、詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上で72号の報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号73号、74号につきまして、12番 高松委員さんお願いいたします。

○高松委員

12番 高松です。受付番号73番、74番について説明いたします。

はじめに73番について説明をいたします。11月13日、農業委員事務局、農業委員、最適化推進委員にて現地の確認調査をいたしました。この案件は第9回の総会で、農振除外で審議された案件です。図面番号59-73をご覧ください。申請地は●●●●より、●●●●を●●●●に5km走った所の、向原町●●●●で、●●●●に申請地があります。地目は田でしたが、田の652㎡ですが、現状はすでに池として利用されていて、●●●●●●の庭の一部となっております。始末書を同封しています。譲渡人の●●●●さんは高齢になられ、地区の安らぎの場所に利用してくださいと、●●●●●●に譲渡されたそうです。周辺の他に対する悪影響はありません。特に池として利用されているので、水利権、水路の変更もなく、確認をいたしました。詳しい内容については別紙調査書のとおりです。73号の説明を終わります。

引き続いて74番の説明をいたします。この案件は、先ほど3条の方で審議をしていただいたんですが、11月13日、農業委員事務局、農業委員、最適化推進委員にて現地を調査いたしました。図面番号59-74をご覧ください。先ほど説明をした農地法3条で、区分地上権の設定で審議をされた案件です。譲受人、●●●●●●●●、譲渡人 ●●●●●●さん。地目は田です。1,145㎡のうち、支柱の部分の一時転用で、0.05㎡のパネルを216枚支える支柱で、3年間の一時転用の案件です。営農型太陽光発電設備で調理用のトマト栽培で、許





トマトに比べると非常に収量があがりません。下手に支柱にのぼらそうと思うと、茎が折れたりというような形で、もちろん手間いらずなトマトでですね、植え付け面積は、かなり密植させないと収量があがらないという品種で、㎡辺りで言うともう少し植えないと、収量があがらないんじゃないかなと思いますし、●●さんも7～8年ハウスでやられているはずなんですよ。で、実際にこの本数は入れられたことはないと思うんですよ。過去に。一応200本ぐらいは入れるような形で密植で、3アールぐらいのハウスで3年ぐらいやった経過があるんで、これだけの収量を採ろうと思っても、この本数ではちょっと少ないんじゃないかなという意見です。去年ももちろん植えられとるはずですから、はぶ茶は休みましたけど。ハウスの中でやっておられたんじゃないかと、たぶんこの営農型の下じゃないんじゃないかと思います、実際は。でないと、鳥獣害の被害を受けたりすれば、かなり影響を受けているんで。高松委員さんが現地を見たら、植えたようにないという事なんで、普通のビニールハウスの中で植え付けをされて、この数量が出ているんじゃないかというのが自分の推測です。現地を見ているわけじゃないんで分かりませんが、そのように思います。実際に出ているトン数はそんなに少なくはない。という事で、さっきも指摘があったようにちゃんとされるのであれば、一年間の期限付きで、太陽光の下で本当にやられるなら、やられるように指導もしなくちゃいけないし。●●さんは実績もあるので、技術的には問題ないと思いますが、場所が路地に近い所で、はたしてその収量がとれるかどうか微妙なところがあると思います。

○高松委員

ありがとうございました。今、光永委員さんが言われた通りじゃろうと思います。ただ、許可を申請すれば通るんじゃないという事ではなく、同じ設備投資をされるのであれば、半分でも三分の一でも、本当の数字を農業委員会事務局の方へ提出すると。そしてこれではいけないと反省をしてもらって、改善をしてもらって。できないなら出来ないという事、我々も改善に向けて指導もしていきたいし。僕自身も反省しております。以上です。

○藤原委員

ちょっといいですか。本題とは別かもしれませんが、支柱部分の一時転用と、パネルの上の地上権の設定と、どう見たらいいんでしょうか？

○事務局

転用の部分、許可がいるのは支柱のみです。支柱の刺さっている部分の面積の合計です。

○藤原委員

今まで、全部、太陽光の申請はそういう形の転用だったっけ？

○事務局

営農型は、営農型の話ですね。通常の恒久転用であれば全筆の転用になるんですが、今回は営農型ですので、支柱部分を除いた部分では営農をするという事になりますので、転用部分は支柱部分です。それで、3条の区分地上権というのは、上空を占有するという許可、地上権を設定するというものになります。3条の区分地上権というのは、転用ではなく権利をつけておるといふものです。

○藤原委員

そうですか。勉強になりました。

○田中会長

過去の実績としてですが、はぶ草は当初計画からあったのですかね？調理用トマトとはぶ草については、当初計画の中に入っていましたか？

○事務局

スタートの時は調理用トマトのみで、次の更新の際には調理用トマトとはぶ草になり、現在に至っています。

○田中会長

ということは、今年まではトマトとはぶ草の計画だったと。次回の更新からは調理用トマトのみと。ということは、はぶ草の実績は昨年はないと？トマトは先ほどのページの説明で、合計200kgぐらいあるんですかね？

○事務局

はぶ草ができておるのが、令和4年度に8kgのみです。

○田中会長

2年は実績がでてない？植え付けられてないとか、それとも植え付けたけど収穫できなかったのか、天災等で。

○事務局

そのあたりを照会していたんですが、本日までに回答がありませんでした。

○田中会長

そうですか。そういうことで、いわゆる適切な営農活動がされていないという高松委員さんからの報告がございました。現地確認の提案内容としては、1年という事で、1年につきましては事務局の方からも本人宛に通知をしていただいておりますという事でございます。本件につきましては3年の申請がでておりますが、過去の指導状況という問題等々を含めて、1年の延長をもって、再度確認をしていくというような考え方の提案がございました。その辺を含めて意見がないようでございますので、質疑・意見を終了してもよろしいですか？

よろしいようですので、質疑意見を終了しまして採決に入りたいと思います。

議案第59号 農地法第5条の規定によります許可申請につきまして、先ほど申し上げましたような内容を含めて、許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、申請通り許可することに決しました。

尚、受付番号70号及び74号につきましては、許可妥当と処理をいたしまして、広島県農業会議常設審議委員会に意見聴取することといたします。

また、先ほど事務局から提案がございました、営農工太陽光発電につきます現地確認、先ほど計画が事務局から説明がありましたが、これに基づきまして甲田地区、向原地区におかれましては、推進委員さんとの協議、あるいは事務局を中心として、推進委員さん農業委員さんで、現地確認等々があればその時期で、太陽光発電の調査を実施していただく。また、他の現地確認の日程がなければ、別途日程を調整いただき、営農工太陽光発電に伴う現地確認をお願いをいたしておきます。

次へまいります。日程第5 議案第60号 非農地証明申請についてを議題といたします。はじめに事務局から要点説明の内容についてお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告を行います。受付番号13号について、4番 見坂委員さんお願いいたします。

○見坂委員

4番 見坂です。11月11日に、推進委員、農業委員、事務局で現地確認いたしました。申請地は吉田町多治比にある4枚の農地です。図面番号60-13をご覧ください。○の申請地のところに道路がありますが、これが●●●で、●●●●●●●●の●●●のところを、

そのまま●●●に向いて行くときに、右手の方に●●●の道があります。その所に入って、それから山の方へ行ったところにこの申請地があります。4枚が棚田になっており、申請人は●●●に居住されており、耕作困難で見てなかったもので、農地にはできない。木がいっぱい生えて農地には復元できない状態でした。妥当であると確認をいたしました。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号14番につきまして、9番 仁伍委員さんお願いいたします。

○仁伍委員

9番 仁伍です。14号について報告します。図面番号60-14をご覧ください。場所は●●●●●●●から●●●●●を渡って、正面に山のような木が生えたところがあります。この申請地の周辺は全面的に雑木が生えておりまして、申請地をここだと特定することは困難な状態でしたが、面積が1000㎡程度ありそうな平たい土地があり、石垣のような跡があり、そこではないかと思われる場所がありました。明確に特定には至っておりませんが、周辺全て山林のような場所であるため、今回の申請は妥当であろうと見てきました。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑意見がある方はご発言をお願いいたします。よろしゅうございますか？

質疑、意見がないようでございます。質疑、意見を終了しまして採決に入ります。

議案第60号 非農地証明申請について、申請の通り受理することに賛成の委員は举手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第60号 非農地証明申請につきましては、申請通り受理することに決しました。

ここで5分ほど休憩をいたしたいと思います。暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時54分 休憩

午後3時00分 再開

○田中会長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第6 議案第61号 非農地通知の発出についてを議題といたします。はじめに事務局より要点説明をお願いします。

(事務局要点説明)

○事務局

利用状況調査において非農地と判断したので、農地に該当しない旨を通知するものです。いずれも山林と隣接している農地で現地は山林化していると思われます。詳しい状況については別添の資料をご覧ください。

○田中会長

ありがとうございました。事務局から説明がございました。担当委員さんからの補足説明がございましたらご発言いただければと思います。

○水重委員

3番 水重です。別添の図面のとおり山林化しており、別段の意見はございません。

○田中会長

見坂委員さんはいかがでしょう？

○見坂委員

別段意見、補足はありません。

○田中会長

担当委員さんからの補足説明等がただいまございました。担当委員以外からのご質疑等がありましたら、ご発言をお願いいたします。

○藤原委員

この利用状況調査というのは、利用はどのくらいのスパンを考慮して調査をしているのですか？

○事務局

利用状況調査とは法律で決められていて、毎年調査する、いわゆる農地パトロールです。農地がどのように利用されているかを調査するものです。

○藤原委員

毎年とは、1年間やって、次の一年も使ってるとか状況変わってないとか一年一年の更新で、見るわけ？

○事務局

毎年です。一応すべての農地を見るというものになっておりまして、ここにあげさせていただいているのは、過去からずっと調査にあがってきている筆と、山林化していると思われるものをあげさせていただいております。

○仁伍委員

通知を送るじゃないですか。受け取った側が農地だと言い張ったらどうなるのですか？

○事務局

きれいにして使っていただければ、また農地台帳に復活させることもできます。

○境江委員

まあ、農地パトロールしよったら、こんな農地はなんぼでもあるで。

○田中会長

本当は全市で一斉に通知を行うのがいいのですが、事務局の事務がとても間に合わないということもあり、吉田から順に処理を進めてもらっています。当然、各町各地区にもたくさんあると思います。氷山の一角かと思われませんが、今後随時進めていきます。

その他、質疑、意見はございませんか？よろしゅうございますか？

質疑、意見がないようでございます。質疑、意見を終了しまして採決に入ります。

議案第61号 非農地通知の発出について、原案について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第61号 非農地通知の発出につきましては、承認することに決しました。次へまいります。

日程第7 議案第62号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。以上で事務局からの説明を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。質疑、意見がないようでございます。これより採決に入ります。

議案第62号 農用地利用集積計画の決定について、本案は計画通り決定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第62号 農用地利用集積計画の決定については、計画通り決定することとし、妥当意見を付し市長に回答することに決しました。次へまいります。

日程第8 議案第63号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。以上で事務局からの説明を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。質疑、意見がないようでございます。これより採決に入ります。

議案第63号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問について、原案通り賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第63号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問につきましては、原案通り設定することに意義のない旨を市長に回答することに決しました。

以上で本総会に付議をされました案件の審議は全て終了をいたしました。これをもちまして令和6年第11回安芸高田市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。大変お疲れでございました。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時11分 閉会